

電磁的方法による交付等に関する同意書

私（会員）は、株式会社クロサイ（以下「当社」といいます。）との間で、金融商品取引法等の法令等に基づく書面の交付又は徴求する書面の同意記録が電磁的方法でなされること（以下「電磁的方法による交付等」といいます。）について、以下の内容を確認した上で、同意いたします。

1 電磁的方法による交付等の対象となる書面

当社が電磁的方法による交付等を行う書面は、以下のものになります。

- ① 契約締結前交付書面
- ② 契約締結時交付書面
- ③ 利用規約
- ④ 契約変更書面
- ⑤ その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの

2 電磁的方法について

上記書面に係る電磁的方法による交付等は、当社が指定する次の方法で行います。

- ① 当社が運営している WEB サイト（以下「当社 WEB サイト」といいます。）において、書面の記載事項をお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係る電子計算機に当該記載事項をダウンロードして記録する方法。
- ② 当社 WEB サイトに、会員ページ（パスワードによる認証が必要なページ）を設け、その会員ページに書面の記載事項を記録し、会員の閲覧に供する方法。
- ③ 当社が電子メールを利用して、会員の使用に係る電子計算機に書面の記載事項を送信し、お客様が自己の電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

3 免責事項等

- ① 当社は、電磁的方法による交付等の内容について、電磁的方法による交付等を承諾された会員の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社 WEB サイト上に掲載、又は電子メールで通知し、会員に変更内容を明らかにすることにより、会員の同意を得ることなく、電磁的方法による交付の内容を変更することができるものとします。
- ② 会員が電磁的方法による交付等を承諾された後であっても、法令等の変更や監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合等、何らかの理由が生じ、又は当社が必要と判断した場合には、当社は電磁的方法による交付等ではなく、既に電磁的方法による交付等

がされた書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。

3 当社は、以下の事項により生じる会員の損害については、責を負わないものとします。

- ① 通信機器・回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵ならびにこれらを通じた情報伝システム等の障害、瑕疵等により電磁的方法による交付等が利用できないことで生じた損害
- ② 天変地異、政変等の不可抗力、その他当社の責に帰することがない事由により、対象書面の電磁的方法による交付等のサービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害